

4 飼養衛生管理基準改正に伴う牛農家指導に係る対応

○佐藤詩織

要約

2020年10月に家畜伝染病予防法が改正により、飼養衛生管理基準が改正されたことを受けて牛飼養者に対して、新しく追加及び変更された基準（新基準）の説明及び遵守指導を2021年2月28日までに25農家で実施した結果、車内交差汚染防止対策及び、来場者の消毒実施状況の記録に関する基準の遵守率が低い事が判明した。そこで、農家だけでなく、農場に立ち入る関係者への説明が必要と判断し、集乳や、酪農ヘルパーの派遣を実施している東京都酪農業協同組合に対して、新基準について説明、対応を依頼したところ、集乳担当者が農場へ渡す伝票への消毒記録の記入、車内交差汚染防止用シューズカバーの配布を実施してもらうことになった。また、農家指導において、判断に迷う事例が散発したため、所内で目合わせ会を実施し、職員間で指導内容の統一及び情報共有を図った。豚及び鶏の担当者からも、検討事項を募集することで、畜種間で共通する基準について、指導内容を統一することが出来た。また、新基準は項目が多く、1戸あたりの指導に1～2時間が必要であり、農家と職員の双方の負担が大きかった。そこで、飼養者にあらかじめ新基準に関する知識を入手してもらう事で、遵守率向上及び指導時間の短縮を図るため、農家説明会を開催したところ農家11人、関係者4人の参加があった。不参加だった農家にも当日の配布資料を送付することで知識の普及を図った。

近年、アジア地域における口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生が断続的に続いており、国内への侵入リスクが高い状況が続いている。また、国内においても、豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生が続いている。

これらの疾病はイノシシ、ネズミ、野鳥といった野生動物や農場に立ち入る人、車両などが感染の拡大に関与していると言われている。そこで、農場での防疫体制を強化するため、2020年10月に家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準新基準の改正が行われた。

当所では新基準について、牛飼養者に対

して内容の説明、指導を実施した。

新基準に係る農場指導

2020年9月～12月にかけて、都内牛飼養者25戸に対して、農場に立ち入りし、新基準の説明、遵守指導を実施した。指導の際は農林水産省が作成したチェックシートを使用し、1項目ずつ、口頭で指導を実施した（図1）。改正前と内容が変わらない基準については、前回指導時から状況に変化がないか事前に農家に確認しておき、新基準及び前回不遵守だった項目の指導に重点を置いた。

- ・ 期間：2020年9月～12月
- ・ 指導戸数：25戸
- ・ 方法：チェックシートを使用し、1項目ずつ口頭指導
以前確認したことのある項目→変更の有無を確認
新しい項目、不遵守だった項目について重点的に指導

I 家畜防疫に関する基本事項	
1 家畜の所有者の責務	
●関係法令を遵守している。	はい いいえ
記入欄 内容を理解している関係法令： ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化驗場等に関する法律	
●農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管	はい いいえ

図1 農場巡回指導

これらの指導の結果、特に「消毒の記録」及び「車両交差汚染防止対策」の遵守率が特に低い事が分かった（図2、3）。

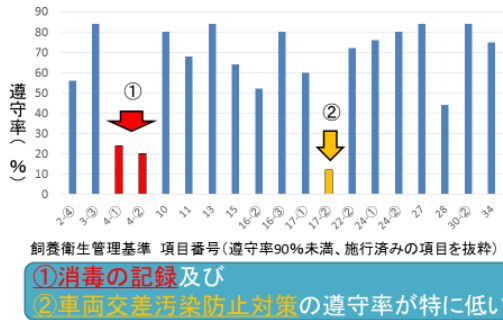


図2 飼養衛生管理基準遵守状況確認 結果

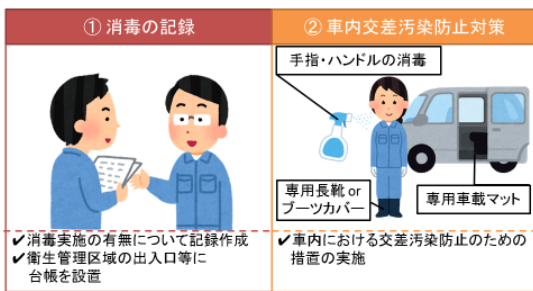


図3 遵守率の低かった項目

関係機関への説明

農場指導の結果、遵守率が低かった2項目はどちらも、農場に立ち入る関係者の協力が必要な内容だった。そこで、都内酪農家の集乳や酪農ヘルパーの派遣を実施している、東京都酪農業協同組合（都酪）に対し、遵守率が低かった2項目に加え、農場

に立ち入る者が関係する、「衛生管理区域専用衣服及び靴の着用」と「畜舎入口での手指消毒、靴の交換又は消毒」について説明を実施した。また、都酪では酪農家が使用する飼料を取りまとめて購入する業務も行っているため、「大臣指定地域で収穫された飼料の使用」についても説明を実施した。

これらの説明の結果、集乳時に集乳担当者が農場へ渡す伝票への消毒記録の記入、車内交差汚染防止用シューズカバーの配布を都酪に実施してもらうことに決定した。

目合わせ会の実施

農場で飼養者に対して指導を実施する中で、判断に悩む事例が散発した。そこで、職員間で情報を共有し、指導内容の統一を図るために、所内で目合わせ会を実施した。まずは、今まで指導してきた内容について、項目ごとに表にまとめた（図4）。

新基準			
目的	項目	チェック表番号 牛 豚 鶏	取り組み
消毒の記録に関する消毒実施	1	1	関係法令を遵守している。
			農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。
			【所有者以外に飼養衛生管理者がある場合】飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施されている。
			農家に問題がない事を確認し、明らかに法令を伴っていない場合は除き、適とする。 車載物の法を全て確認はしない。 農家に問題がない事を確認する。 農家に問題がない事を確認する。 携帯、電話等にかしらの連絡体制が確保されていれば適とする。

それぞれの基準について、
今までの指導内容を記入

図4 目合わせ会で使用した表①

指導内容の共有、統一

新基準			検討事項	
項目	チェック表番号 牛 豚 鶏	取り組み	記入者	内容
消毒の記録に関する消毒実施	1	1	関係法令を遵守している。	確認、明らかに場合を除き、適はしない。
			農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	佐藤 「協力」とは具体的に何を指すのか。特にトラブルが無かったら、適とする？
			【所有者以外に飼養衛生管理者がある場合】飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施されている。	磯田 畜産関係者は市町村担当者、JA、都酪、全農等を指すということが良いか？ 確認

それぞれの基準について、
検討した記入しておく
今まで指導してきた中で、判断に迷った事例を収集

図4 目合わせ会で使用した表②

この表について所内で周知を実施する事で、今まで農場指導を実施したことのない職員とも情報を共有することが可能となった。次に、農場で指導を実施する中で集約された検討事項について、同じ表に記入してもらうよう、所内職員に依頼した。この際、牛だけでなく、他の畜種担当にも、指導内容と検討事項を記入してもらう事で、各畜種共通の項目についても、指導内容を統一する事が出来た（図5）。

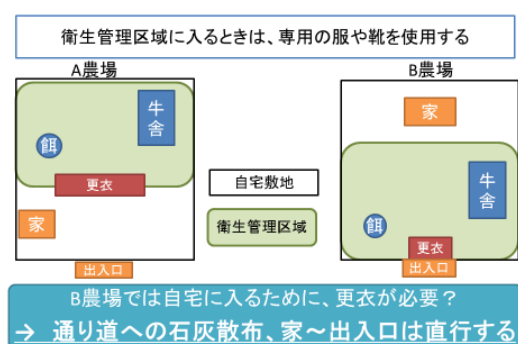


図5 目合わせ会で検討した事例の一例

目合わせ会では、今までの指導内容について確認するとともに、表に記入された検討事項について所内で話し合い、指導方針を決定した。決定した指導方針は改めて、表に取りまとめ、所内で共有した。

農家説明会の開催

農場指導時は、各項目についてチェック表を活用し、口頭で遵守状況を確認したが、新基準は項目が多く、1戸あたりの指導に1～2時間が必要であった。そのため、農家と職員の双方の負担が大きかった。そこで、飼養者にあらかじめ新基準に関する知識を入手してもらう事で、遵守率向上及び指導時間の短縮を図るため、農家説明会を開催した。説明会には、農家11人、普及センタ

一職員等の関係者4人の参加があった。会の最後には農家から、質問があるなど、意見交換の場としても活用する事ができた。また、不参加だった農家にも当日の配布資料を送付したことで、説明会の内容を周知することが出来た。

まとめ

農場指導の中で、遵守率の低かった、「消毒の記録」及び「車両交差汚染防止対策」はどちらも、手間のかかる項目であり、項目の内容を説明した際、飼養者も作業効率を考えると現実的ではないと難色を示していた。これらの項目の遵守率を上げるためには、手間のかからない方法を提案する事が重要だと考えられる。そのために、今後は優良事例の収集を実施し、提案できる方法の蓄積を図っていく。

東京都では、牛飼養者については2年に1回、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認している。そのため、令和2年度に遵守状況確認が未実施であった、残り半数の飼養者についても、遵守状況確認を実施する。その過程で、蓄積された検討事項については、再び、所内で対応を検討し、指導内容の改善を図っていく。また、今年度、不遵守項目があった飼養者についても、継続的に指導を実施し、遵守率の向上を図っていく。